

令和８年度第２回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和８年５月１２日（火）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎２階 大会議室					
開 会 時 間	１３時３０分					
閉 会 時 間	１５時００分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	１番	—	—	５番	井 田 厚 美	出席
	２番	井 上 武	出席	６番	田 邊 元 史	出席
	３番	庄 倉 三 保 子	出席	７番	恩 田 一 秀	出席
	４番	黒 木 美 由 紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	８番	牛 田 弘 則	出席	１４番	秦 野 勝 仁	出席
	９番	吉 次 純 一 郎	出席	１５番	板 秀 樹	出席
	１０番	白 川 透	出席	１６番	足 井 秀 二	出席
	１１番	松 本 美 樹	出席	１７番	野 口 龍 馬	出席
	１２番	糸 田 雅 樹	欠席	１８番	山 田 安 身	出席
	１３番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	３番	庄 倉 三 保 子		４番	黒 木 美 由 紀	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 本田 秀和 産業課主幹 岡田 岳大 建設課課長 岩田 政幸 建設課課長補佐 吉村 隆 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	０人					

付 議 案 件	
議案番号	提 出 議 案 の 題 目
第 １ 号	条件付き許可案件に対する許可について
第 ２ 号	農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について
第 ３ 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
協議事項	（１）令和８年度最適化活動の目標設定等について
報告事項	（１）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について （２）農地法第１８条第６項の規定による通知について
その他	（１）令和８年度第３回南部町農業委員会総会日程

	諾も貰われています。 4ページの排水計画図をご覧ください。雨水は緑の線になります。雨水は自然浸透で、3カ所に浸透枡を設置されます。 合併浄化槽に集まった雨水と排水は、側に配管をして川土手の下の水路に流れるようになっていきます。浄化槽からの排水は、官地の下に管を埋けられるので町の許可を取られています。 屋根からの雨は、片屋根の形状で南側の浄化槽に流れるようになっていきます。 先月に条件付きとなった2点ですが、100mm口径から150mm口径に変更されています。もう1点の浸透枡の設置位置については、車の乗り入れのない場所に移動されます。
議長	建設課より来ていただいていますので、説明をお願いします。
岩田課長	地内の開発につきまして、法定外公共物の地下に、浄化槽からの排水管設置につきまして占用の許可を出させていただきました。 先般の総会で頂いた意見を踏まえまして、改めて流量計算と現地条件を確認しました。その結果、口径100mmにしていたものを150mmに変更する形になりました。当初の計画でも一定の排水能力を確保できると考えておりましたが、近年の降雨の状況ですとか、周辺農地への影響、地域のご不安も踏まえまして、より安全側で配慮する観点から再計算を行い150mmに見直しをしました。技術的な部分につきましては、吉村より説明をさせたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。
議長	お願いします。
吉村課長 補佐	前回の説明では雨量の計画を、3年確率で90mmの降雨量で計算しましたが、安全性を考慮しまして、再計算では、10年に1度の降雨量が1時間当たり114.7mmで計算をしました。この雨量で100mmの管で流した計算はアウト、流れない結果でした。 口径を100mmから150mmに大きくして、安全性を確保した口径で設置してもらうようにお話をしました。150mmの管の場合は、114.7mm降っても余裕があるという結果でした。
議長	根拠が必要です。計算書をコピーして皆さんに配って、それを基にもう一度説明して下さい。
	(「排水施設流量計算書」配布)
吉村課長 補佐	(「排水施設流量計算書」を基に説明) 降雨強度とありますが、これは10年確率で114.7mm/h rになります。米子採用と書いてありますが、南部町と米子市の雨量を算出したところ、若干、米子市の方が雨量がありましたので、より安全性を考慮して米子市を採用しています。 下に、①、②、③と条件を付けて計算をした表があります。見方ですが、①で説明しますと、114.7mm/h rで、100mmの口径に1%の勾配で流した場合に、流出量Q0とありますが、これは今回の雨水と浄化槽から流れる量で0.0039m³/sになります。この0.0039m³/sが流れるかどうかの結果が、流量Qの数字が0.0039m³/sを上回

		っていればOKという結果になります。 ①では、114.7 mm/hrを1%の勾配で100 mmの口径に流したところ、結果が$0.0031\text{ m}^3/\text{s}$で、$0.0039\text{ m}^3/\text{s}$を下回るの でOUTでした。 ②の条件では、同じ降雨量で100 mmの口径で、勾配を1%から1.5%にした場合です。結果は、$0.0039\text{ m}^3/\text{s}$に対して$0.0037\text{ m}^3/\text{s}$で、これもOUTでした。 実際の現場での勾配が2%取れるか取れないかだったので、100 mmの口径では流れないという判断の元、③は150 mmの口径で計算をしました。結果$0.0039\text{ m}^3/\text{s}$に対して$0.009\text{ m}^3/\text{s}$でOKになります。この事から、$100\text{ mm}$の口径から$150\text{ mm}$の口径に変更しております。
	議長	建設課から説明がございました。皆様より質疑を受けます。
	田邊委員	前回の総会で、我々が色々と指摘をして条件付き許可となったわけ です。もし、農業委員会が何も言わなかったらそのまま通っていたわけ です。事前に恩田会長や事務局と打合せをされて、詰めてから総会に上げら れていたならこの様な事はなかったと思います。農業委員会の存在を軽く見 ておられるのではないかと懸念します。建設課が我々農業委員会を馬鹿にし ていると取られても仕方がないと思います。 南部町は90 mm/hrであっても、隣の米子市が114.7 mm/hrであるならば、何故、より安全を考慮して米子市の流量で計算されな かったのか、農業委員会がうるさく言ったから150 mmの口径に変更をし たと取られても仕方がないと思います。そのまま100 mmの口径でされ て被害が出た場合に、誰が責任を取るつもりだったのか、今後はどのよう に対応をされるつもりなのか説明をお願いします。
	議長	被害防除に対する考え方をお聞きしたいと言う事です。
	岩田課長	農業委員会さんを軽視していたと言うようなことは一切ございません。 今までの経験の中で90 mmですずっと計算してしまして、慣例化していた ところは確かにあります。今回の現場条件をもっとよく確認して、占用の 距離であったり、流出の恰好、高さ、常に流れている水量などを、もっと 慎重に判断していれば、農業委員会さんから指摘がある前に建設課の方で 150 mmの判断が出来ていたのではないかと、改めて反省をしているとこ ろです。今回の経験を踏まえまして、90 mm、114 mmのどちらで対 応をするのがふさわしいのかも含めまして、今後の判断をしていきたいと 思います。
	議長	今後は、このような事が無いようにされると言う事です。 工事の場合に、事前に業者から上がってくると思いますが、建設課は関 与しないのか。保育園の時も色々ありましたが、建設課はノータッチだっ たのか。
	岩田課長	保育園は、子育て支援課が中心になって動いておりましたので、造成に 入ってから我々が入っていますので、設計の段階では、そこまで見抜けま せんでした。今回の件に関しましても、横のつながりが希薄ではなかった

		か、この辺も今後改善していかなければいけないと反省しております。
議長		保育園の時も我々が指摘をしました。当初から子育て支援課だけではなくて、建設課も一緒にするべきであったと思います。最終的な苦情は建設課になるわけです。これから大きな転用が出た時には、横のつながりを持って進めてもらわないと責任のなすり付け合いになってしまいます。 他にございませんか。
吉次委員		建設課から雨量計算の説明がありましたが、現地調査資料の４ページの雨水排水計画図は、業者が計算をして出したものですか。
局長		雨水排水計画図は建築屋さんが作られたものです。５ページを見て頂くと、ＶＵ１５０の管になっています。赤線の占用に設ける際に、この口径で適切であるか建設課で判断されて、業者さんと建設課と協議をされたと同っています。
吉次委員		元々出たのがＶＵ１００で、今回流量計算したら１５０にしなければいけないとなった。業者から出たものを見て、建設課は何とも思われなかったのですか、農業委員会から言われて直したのか。事前にチェックはされていないのですか。
吉村課長 補佐		９０mmで計算をして、１００mmで流せると判断はしました。
吉次委員		農業委員会で行われたから、計算をやり直して１５０mmしたと言う事ですか。
吉村課長 補佐		そうです。
吉次委員		最初に９０mmの計算で出た時に、建設課が指摘しなかったのが問題ではないですか。
吉村課長 補佐		元々９０mmで計算をしていたがために、流れると言う判断をしました。ご意見を頂きまして、近年の雨の状況や安全性を考慮して、９０mmから１１４．７mmに変更して再度計算をしました。
吉次委員		私は、最初に業者からの図面を見て、きちんと判断をされたのか聞きたいわけです。
吉村課長 補佐		前回の総会で、近年の豪雨は９０mm以上降っているのではないかとご意見がありました。町としても、浄化槽から逆流するのも機能が損なわれますし、再度、１１４．７mmで計算をさせていただきました。
議長		最初は９０mmで計算をした。農業委員会から指摘を受けて１１４．７mmで再計算をされて、変更願いを出されたわけです。建設課長より、今後は現状を踏まえて考慮するとお詫びもございました。最初の判断が甘かったという事だと思います。今回の件に限らず、状況も法律も色々と変わってきますので、建設課だけでなく、我々も時代の流れに即した判断が必要になってきます。よろしいでしょうか。
吉次委員		分かりました。もう１点お聞きします。現地調査資料の４ページ、“１階部分を示す”とありますが、以前は平面図だけではなくて、建物の立面図も付いていたと思います。屋根の形状など知るのに、あった方が良くと思いますが。

	局長	今回は平屋となります。立面図は申請書には付けてあります。現地調査資料からは省きましたが、閲覧で見ることができるようになっています。
	議長	全ての資料を付けるのも資料が増えるばかりですので、閲覧でご確認をお願いします。他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第1号『条件付き許可案件に対する許可につて』議決、承認されました。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号、『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につて』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第2号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 番 登記：田 現況：畑 地籍： m² 譲渡人： 丁目 番地 譲渡人： 番地 権利種別：所有権移転 売買 さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしていると判断しての申請です。売買価格は、10a 当たり 円と伺っています。 場所は、 を から に抜ける途中の に入る道の反対側の道路沿いになります。地目は田ですが水か来ないので保全管理をされていました。 さんは にお住まいで管理も大変なので、知り合いである さんにお話をされて今回の売買が整いました。 さんは畑として季節の野菜を作られるそうです。
	議長	庄倉委員、補足がありますか。
	庄倉委員	申請地の近くに さんと言う家がありますが、 さんの さんの になります。隣の は さんのお宅で、現在は空き家です。 さんの隣は、 さんの農機具倉庫になっています。ちょうど良い場所で、荒れなくて良いと思っています。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第2号、『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につて』議決、承認されました。
		(産業課 岡田主幹入室)
	議長	議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』上程致します。提案者より説明を求めます。

計画案の意見照会について	前田課長 補佐	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書４～６ページ）】 農地番号 １番 設定を受ける者：１名 設定をする者 ：１名 設定をする土地： ２筆 計 2,226 ㎡
	議長	議案第３号につきまして質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第３号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案通り議決、承認されました。
		（産業課 岡田主幹退室）
協議事項 （１）令和８年度最適化活動の目標設定等について	議長	協議事項に入ります。 『（１）令和８年度最適化活動の目標設定等について』説明を求めます。
	局長	こちらは、毎年、最適化活動を行っている全国の農業委員会が目標を設定し、その目標成果について公表することになっております。 令和８年度の目標について説明をさせていただきます。今年度は改選期でございますが、４月１日現在の数字でございます。 【『令和８年度最適化活動の目標設定等』数字の読み上げ及び補足説明（６～８ページ）】
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。
	田邊委員	鳥取県の活動日数の平均を教えてください。それから、南部町周辺市町村の活動日数の平均も分かれば教えてください。
	局長	鳥取県内の平均値は出せませんでした。西部管内ですと５日です。多い所で８．２日、少ない所で３日の実績が出ています。３日は日吉津村さんで、境港市さんも３．６日で、日吉津村さんも境港市さんも農地面積が小さいので、どうしても活動日数は限られると思います。 西部管内では、目標日数は７日間に設定されています。令和６年度の南部町の実績が６．７日で、西部管内では多い方です。
	田邊委員	ありがとうございました。
報告事項 （１）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について	議長	報告事項に入ります。 『（１）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について』説明を求めます。
	局長	【『（１）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について』朗読（９ページ）】 本日、現地調査委員の皆様にも農地に復元されていること確認していただきました。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。（質問等なし。）
報告事項 （１）農地法第１８条第６項の規定	議長	報告に入ります。 『（１）農地法第１８条第６項の規定による通知について』説明を求めます。
	局長	【『農地法第１８条第６項の規定による通知について』朗読及び説明（議

定による通知について		【案書 10 頁】 解約理由ですが、この農地は湿田で乾燥しにくく畑としては不向きな為、何年か白ネギの栽培をされましたが難しく、所有者さんと話し合われて解約に至ったそうです。
	議長	質問をお受けします。
	野口委員	この圃場について農地ナビで調べましたが、と は1つの区画になっていて、が取水側で が排水側になっています。 はどうされていて、は解約後どうされるのですか。
	局長	隣地については調べていませんでしたので、お時間を頂いてもよろしいでしょうか。
	議長	それでは、事務局が調べている間休憩とします。(休憩) 再開します。事務局は説明をお願いします。
	局長	隣の筆は、さんと言う方の所有地でした。この方は現在、行先不明で、さんの農地を借りたい方から、手続きができずに困っているという相談を受けて、不在者地主の調査を始めた方でした。隣地がそのような状況の農地であることは、事務局の確認不足でした。管理はの皆さんでされると伺っています。この農地も含めまして、不在者地主の貸借の制度が使えないか、の方と一緒に協議を進めて行きたいと思っています。
	野口委員	分かりました。
	局長	他にございませんか。
令和8年度第3回農業員会総会の日程	議長	令和8年度第3回南部町農業委員会総会は、令和8年6月11日(木)に開催します。
その他	局長	6月の総会からクールビズ対応になります。
	黒木委員	クールビズの間、委員バッチの着用はどうしますか。
	議長	南部町農業委員会での対応について、皆さんにお伺いします。
	田邊委員	総会は、許認可を出す神聖な場所です。ネクタイはしなくてもバッチは必ず着用しなくてはいけないと思います
	庄倉委員	去年は皆さんジャケットを着用されていたので、バッチは付けた方が良いと思います。
	議長	反対の意見の方はおられませんか。バッチ着用でよろしいですか。
	一同	はい。
	議長	南部町ではクールビズ期間もバッチ着用とします。7月の改選後はどうするか。
	局長	初会の際に、踏襲する形でお話しをするのが良いのではないかと思います。
農地利用最適化推進委員の募集について	局長	農地利用最適化推進委員の募集にいて中間報告です。ホームページにのせております。現在は、天津地区2名、大国地区3名、法勝寺地区1名、上長田、東長田地区2名、手間地区2名、賀野地区1名の計11名の応募がございました。全て立候補で推薦はありません。

		5月15日に締め切りまして、5月28日の3時より選定委員会を開催する予定にしています。
閉会	議長	これにて令和8年度第2回南部町農業委員会総会を閉会致します。